

平成24年8月7日（火）

国際戦略総合特区における税制（案）

～府市連携による「地方税ゼロ」の制度創設～

平成24年8月

大阪府

大阪府特区税制 制度概要（案）

【対象区域】 《⇒2頁に地図あり》

「関西イノベーション国際戦略総合特区」のうち大阪府内の区域

【対象税目】

法人事業税、法人府民税、不動産取得税

【軽減期間・割合】

期 間：10年間〔5年間ゼロ＋5年間1／2〕

割 合：特区に新たに進出する場合10／10

※ 府内からの移転の場合は、一定の基準に応じて軽減。

【対象事業】 《⇒3頁に概念図あり》

新エネルギー・ライフサイエンス等の事業〔詳細は調整中〕

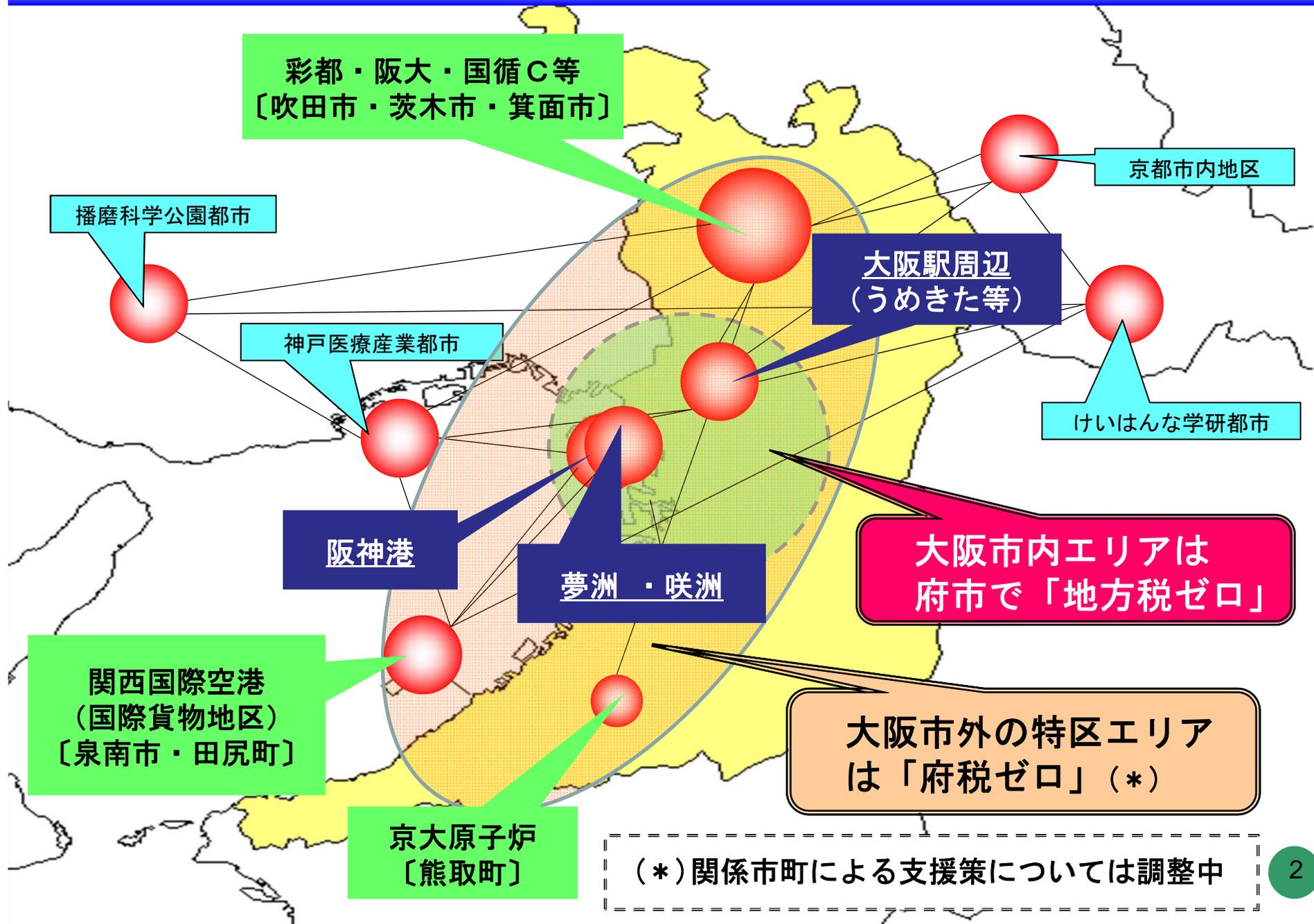
【認定方法・期間】

方 法：事業者作成の事業計画について審査会の意見を聞いた上で知事が認定

期 間：条例施行後（平成24年中）～平成28年3月31日の間〔＝特区の計画期間〕

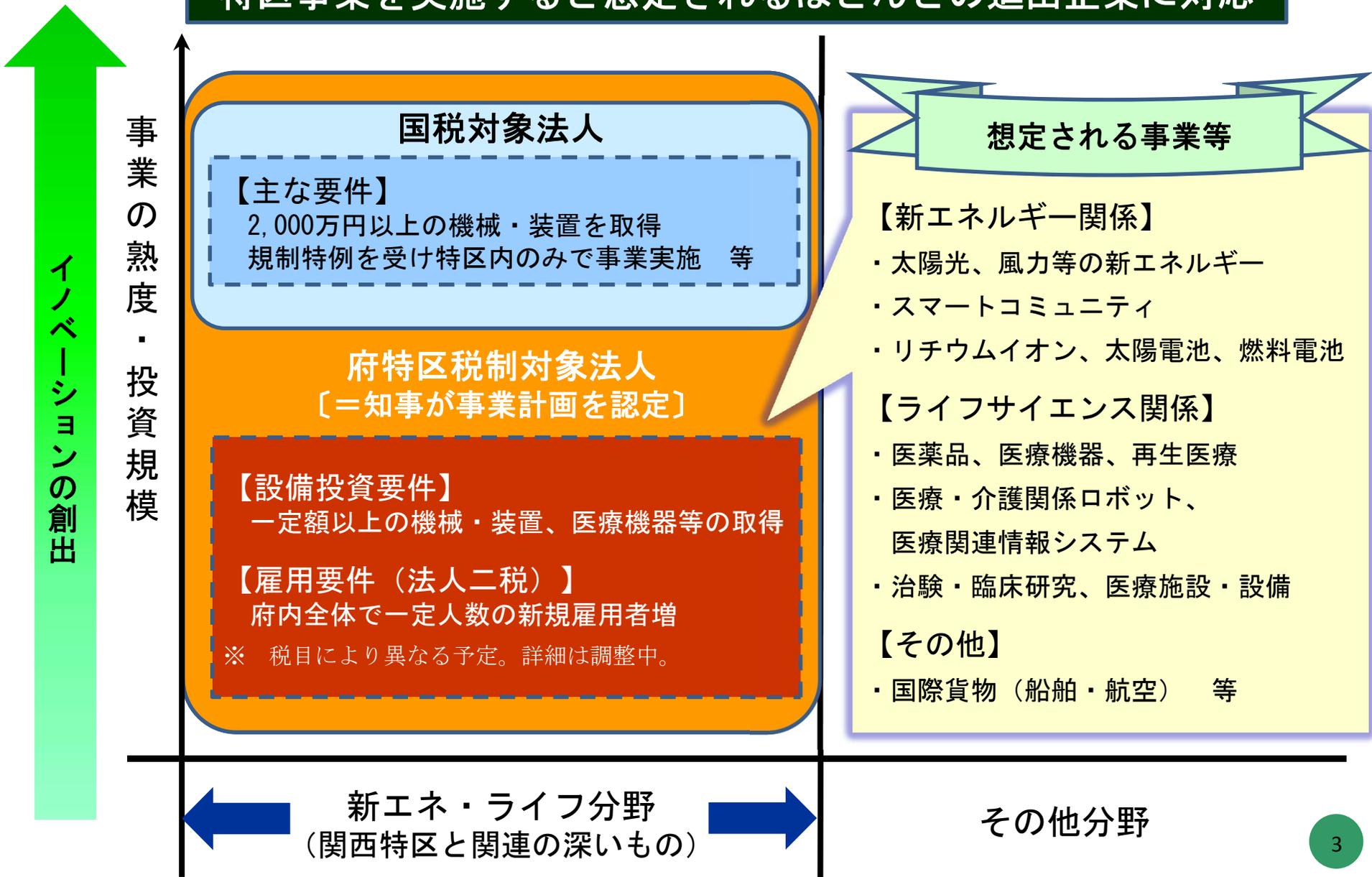
大阪市は固定資産税、都市計画税、法人市民税、事業所税について府と同様の軽減を予定

大阪府内の特区において大胆な地方税のインセンティブを創設



《参考資料》 大阪府特区税制 概念図

特区事業を実施すると想定されるほとんどの進出企業に対応



今後のスケジュール（案）

- ～ 8 月末 条例案等の細目の検討
- 9 月 政調会説明
- ～ 10 月 大阪府議会に条例案提出、審議
- 年内 条例施行

- ◆ 大阪市条例とあわせて、年内施行を目指す。
- ◆ 関係自治体（大阪市以外）に対しても、特区内進出企業に対する支援制度の創設・拡充を働きかけていく。